

特別養護老人ホームあそか苑ももは

入居契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人明照会の経営する特別養護老人ホームあそか苑ももは（以下「あそか苑ももは」という。）は、契約者が施設における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、あそか苑ももはから提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項説明書の内容を十分説明をうけ理解した上で、次のとおり入居契約（以下「本契約」という。）を締結いたします。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 あそか苑ももはは、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 あそか苑ももはが契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む。以下「施設サービス計画」という）は、施設サービス計画書に定めるとおりとします。
但し、あそか苑ももはは、施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。
- 3 契約者は、第16条に定める本契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期限満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約の終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるもの

とします。

第3条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 あそか苑ももはは、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 あそか苑ももはは、6か月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを再アセスメントさせ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められる場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 あそか苑ももはは、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を説明するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 あそか苑ももはは、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対して入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 あそか苑ももはは契約者との合意に基づき、以下の各号のサービスを提供するものとします。
 - I 契約者が使用する以下の種別の居室の提供
 - ①ユニット型個室
 - II 契約者の食事の提供
 - III 契約者が希望する理美容サービス
 - IV 別に定めるところ（※重要事項説明書の記載）に従って、契約者が希望する貴重品の管理
 - V 契約者が希望する、あそか苑ももはが特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、あそか苑ももはは契約者との合意によって日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 あそか苑ももはは第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の遵守）

- 1 あそか苑ももはは、別に定める運営規程に従い必要な人員を配置して、契約者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 あそか苑ももは及び契約者は運営規程を遵守するものとします。

第二章 料金

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額：通常はサービス利用料金の1割）をあそか苑に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます〔償還払い〕。）
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は自らが希望する居住費と食費及び契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）をあそか苑ももはに支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までにあそか苑ももはが指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、あそか苑ももはは当該サービス利用料金を変更するこ

とができるものとします。

- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、あそか苑ももはは、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 あそか苑ももはの義務等

第9条（あそか苑及びサービス従事者の義務）

- 1 あそか苑ももは及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 あそか苑ももはは契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 あそか苑ももはは、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 あそか苑ももは及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 あそか苑ももはは、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 あそか苑ももはは、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、この複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代を徴収します。

第10条（守秘義務等）

- 1 あそか苑ももは、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
- 2 あそか苑ももはは、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 あそか苑ももはは、第20条に定める契約者の円滑な退所のための援

助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合にはあそか苑ももは及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
但し、その場合あそか苑ももはは、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、あそか苑ももはの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等とあそか苑ももはとの協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条（契約者の禁止行為）

- 1 契約者は、あそか苑ももは内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
 - （1）決められた場所以外での喫煙
 - （2）サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
 - （3）入居規則その他においてあそか苑ももはが定めた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（あそか苑ももはの義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 あそか苑ももはは、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

また、あそか苑ももはは民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入

しています。賠償に相当する可能性がある場合は、契約者またはご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

第14条（損害賠償がなされない場合）

1 あそか苑ももはは、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、あそか苑ももはは損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (3) 契約者の急激な体調の変化及び利用者自身による防ぎ難い事故等、あそか苑ももはの実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- (4) 契約者が、あそか苑ももはもしくはサービス従事者の指示等に行っていた行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第15条（あそか苑ももはの責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1 あそか苑ももはは、契約の有効期間中、地震・風水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、あそか苑ももはは、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第5項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第16条（契約の終了事由）

1 契約者は、以下の各号に基づく本契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従いあそか苑ももはが提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合。
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定され

た場合。

- (3) あそか苑ももはが解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりあそか苑ももはを閉鎖した場合。
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- (5) あそか苑ももはが介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- (6) 第17条から第19条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。

第17条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。
この場合、契約者は契約終了を希望する日の7日前までにあそか苑ももはに通知するものとします。
- 2 契約者は、第8条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、あそか苑ももはが契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第7条第5項の規定は、本条に準用されます。

第18条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、あそか苑ももはもしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) あそか苑ももはもしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
 - (2) あそか苑ももはもしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合。
 - (3) あそか苑ももはもしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、あそか苑ももはが適切な対応をとらない場合。

第19条（あそか苑ももはからの契約解除）

- 1 あそか苑ももはは、契約者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれ告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - (2) 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - (3) 契約者が、故意又は重大な過失によりあそか苑ももは又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - (4) 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
 - (5) 契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
 - (6) 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- 2 前項の規定による契約の終了後、退居までにあそか苑ももはが契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第20条（契約の終了に伴う援助）

- 1 本契約が終了し、契約者があそか苑ももはを退居する場合には、契約者の希望により、あそか苑ももはは契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の各号の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。
 - (1) 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
 - (2) 居宅介護支援事業所の紹介。
 - (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

第21条（契約者の入院に係る取り扱い）

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院した場合には、退院後も再びあそか苑ももはに入居できるも

のとします。

- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。なお、特定入所者介護サービス費の給付対象者で負担限度額の減免は、国が定める期間内（6日間）に限定されます。
- 3 契約者が3ヶ月を越えて入院が見込まれる場合に、あそか苑ももはが契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院されたときには、あそか苑ももはは再び施設に入居できるよう努めます。
- 4 契約者は、入院した翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合には最大で12日間）を限度に、重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）をあそか苑ももはに支払うものとします。

第22条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 契約者は、第16条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第4項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）をあそか苑ももはに対し支払うものとします。
- 3 第1項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第5項を準用します。

第23条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者のあそか苑に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。負担額は、極度額100万円を限度とします。なお、身元引受人からの請求があった場合には、施設は身元引受人の方の利用料金等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供致します。
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号に定める責任を負います。
 - (1) 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること。

- (2) 本契約が終了した場合に、あそか苑ももはを協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること。
- (3) 契約者が死亡した場合、速やかに、遺体及び残置物の引取りなど必要な処理を行うこと。
- 3 あそか苑ももはは、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 あそか苑ももはは、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
- 7 あそか苑ももはは、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があったときには、これを通知することにいたします。

第24条（一時外泊）

- 1 契約者は、あそか苑ももはの同意を得た上で、あそか苑ももは外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の2日前までにあそか苑ももはに届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。
- 2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は、居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた外泊に係るサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）をあそか苑ももはに支払うものとします。

第七章 その他

第25条（代理人の指定）

- 1 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

(代理人)

住所 _____

連絡先 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

第26条 (苦情処理)

- 1 あそか苑ももはは、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第27条 (裁判管轄)

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、契約者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第28条 (協議事項)

- 1 本契約および「重要事項説明書」の解釈や定めのない事項については、民法、介護保険法、老人福祉法および関係法令の定めるところを尊重し、利用者、保証人、事業者が誠意を持って協議するものとします。

以上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者（もしくは身元引受人）、あそか苑ももはが署名のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者	事業者名	社会福祉法人明照会
	理事長	善 部 修 (印)
	事業所名	特別養護老人ホームあそか苑ももは
	住 所	伊丹市荒牧7-2-26
	説明者	_____ (印)

契約者 (利用者)	住所	_____
	氏名	_____ (印)

身元引受人	住所	_____
	氏名	_____ (印)
		契約者（利用者）との続柄（ ）

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名・押印を代行いたします。

署名代行者	住所	_____
	氏名	_____ (印)
		契約者（利用者）との続柄（ ）

電話番号 _____

FAX番号 _____